

## 戦前の小学校における剣道指導要目について

香田 郡 秀・中 村 民 雄\*  
小林 義 雄\*\*・長谷川 弘 一\*\*\*

### A Study of Guideline for Teaching Kendo in the Prewar Primary School System

KODA Kunihide, NAKAMURA Tamio\*,  
KOBAYASHI Yoshio\*\* and HASEGAWA Koichi\*\*\*

It is in 1941 (the 16th year of Showa) that kendo (as well as judo) became a required subject of prewar primary school system. After the amendment of primary school legislation on May 29th 1939, it is adopted as a semi-regular subject. And from April of 1941, kendo started to be taught as a regular subject.

This essay clarifies the contents of Primary School Teaching Guidelines for kendo, promulgated on 29th of 1939, which is a product of a movement since the turn of the century to adopt kendo as a regular physical education subject at primary schools. In April 1941, the primary school was renamed to the national school, and then, kendo and judo had come to be the predominant factor of physical education. We also present the changes of contents that had occurred in the process of adopting kendo as a required subject.

Meanwhile, the war against China that broke out in 1937 escalated out of hand and Japan had to reorganize physical education so that contents of teaching would suit the purpose of war. It was not the exception in the case of kendo at national schools. Teaching kendo was done on the assumption that students might eventually participate in actual combat. All of this teaching in physical education, however, was banned with the end of the War in August, 1945. So teaching of kendo and judo at primary schools disappeared after a few years of ready-for-combat education during the war.

**Key words:** Guideline for teaching kendo, Prewar primary school system, National school

#### 1. はじめに

戦前における小学校武道(剣道・柔道)は、昭和14年(1939)5月29日、小学校武道指導要目の公布により準正課として実施されることとなり、昭和16年4月1日より、体錬科武道の科目独立ともない正課として実施されることとなった。

準正課として実施されることとなった小学校武道は、「剣道二在リテハ木刀又ハ竹刀ヲ用ヒ防具

ハ之ヲ用ヒザルコト又柔道二在リテハ柔道衣ヲ用ヒ」<sup>1)</sup>ないで、「簡易ナル基礎動作ヲ行ハシメ心身ノ錬成ヲ図リ武道精神ヲ涵養スルヲ本旨」とするものであったが<sup>12)</sup>、体錬科武道として科目独立をはたした後は、中等学校の教授要目に準じて「基本・応用・稽古・講話」の4類別からなる国民学校体錬科教授要項<sup>6)</sup>にもとづいて実施されることとなった。

また、中等学校における剣道教授の目的が「意志力の鍛錬<sup>21)</sup>」であったのに対し、小学校における剣道教授も「精神陶冶」に主眼を置き、「それに付随するのが身体の鍛錬」である<sup>22)</sup>と、その教授目的を位置づけた。しかし、昭和16年3月から小学校は国民学校と改称され、教育内容も戦時体制にきり替えられ、国民学校における剣道教授の目的も「献身奉公ノ実践力<sup>7)</sup>」を培うことへときり替えられていった。

体錬科武道として科目独立をはたした小学校の武道は、昭和20年(1945)11月6日に発せられた「終戦ニ伴フ体錬科教授要項(目)取扱二関スル件」により、女子の薙刀を含めて「武道(剣道, 柔道, 薙刀)ノ授業ハ之ヲ中止スルコト<sup>5)</sup>」が決まり、校内における活動も一切禁止する措置がとられた。小学校における剣道教材は、当初目的とした「精神陶冶」を実効あるものにする事なく、戦時下の準軍事教材という扱いのまま小学校の教材から除かれていった。

本論稿においては、武道教材が小学校の正課教材に採用される過程をまず明らかにし、続いて小学校武道・国民学校体錬科武道としての剣道の教材内容について、中等学校用の剣道教授要目と比較検討しながらその特徴を明らかにしようとしたものである。

## 2. 小学校武道(剣道)の正課採用過程

明治44年(1911)7月31日、中等学校令施行規則が改正され、中等学校の体操科に「撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得<sup>8)</sup>」となって以来、小学校へも武道教材を採用すべきであるという論議が次第に高まっていった。

大正期にはいつて最初に論議が起こったのは、大正5年(1916)2月28日、帝国議会衆議院で採択可決された「高等小学校に武道科を加ふるの請願<sup>1)</sup>」(浪花喜代造外二十二名呈出)であった。この請願が出された背景には、表1の大正6年(1917)10月1日現在の剣道実施状況調査表のような、日露戦争後剣道を実施しはじめる小学校が急増してきたという実施状況があった<sup>注1)</sup>。請願では「高等小学校」に限定しているが、実際には尋常小学校の5年生以上に課している学校が43.3%もあり、1週あたりの実施回数も5回以上実施している学校が33.0%もあった<sup>注2)</sup>。

こうした状況を踏まえて、大正7年(1918)11月20日学校衛生会は「撃剣柔道ハ左ノ諸項ニ留意

シ之ヲ小学校児童ニ行ハシムルコトヲ得<sup>20)</sup>」と、次のような答申をした。

1. 相当ノ技術ヲ備ヘ且ツ教育上ノ心得アル教師ヲ有スルコト
2. 衛生上ノ要求ニ叶ヘル施設ヲナシ且ツ保護者ヲシテ経済上ノ苦痛ヲ感セシメサルコト
3. 保護者ノ同意ヲ得タル希望者ニシテ医師ノ検査ニヨリ其ノ体質当該運動ニ適シ且ツ伝染病ノ疾患ナシト認メラレタル者ニ限ルコト
4. 撃剣柔道修行中ノ児童ニ対シテハ時々身体検査ヲ行フコト
5. 教授ノ方法ハ先二十分ニ基本的教育ヲ施シ然ル後ニ相互ノ試合ニ移ルコト
6. 高等小学校男児童ニ行ハシムルコト但尋常小学校第五学年以上ノ男児童ニアリテモ相互試合ヲナサシメスシテ単ニ基本的教育ヲ施スコトヲ得

その後、中等学校における正課必修化や小学校への普及はあまり進まず、制度的には放置されたままであった。

そこで、大正14年(1925)2月1日には、「武道普及ニ関スル建議案(田中善立君外1名提出)」が第50回帝国議会衆議院へ提出された。その建議案の1項目に「武道ヲ小学校ノ正科ニ加ヘ並師範学校ニ於ケル武道科ノ程度ヲ高メルコト」があり、3月13日の本会議で可決されている。また、3月27日には貴族院でも審議され、可決されている<sup>注3)</sup>。

さらに、昭和11年(1936)5月5～7日まで開催された体育運動主事会議においては、文部大臣の諮問事項「学校ニ於ケル剣道柔道等ノ実施ニ関シ特ニ留意スベキ事項如何」に対する答申の中で、「小学校ニ於テ武道ヲ実施セントスル場合ハ概ネ第五学年以上ノ児童ニ限り特ニ基本動作ノ修練ニ重キヲ置クコト<sup>15)</sup>」という項目があり、尋常小学校5年生以上を視野に入れた剣道普及策が考えはじめられた。この答申を補強したのは、翌年の第70回帝国議会衆議院に提出された「剣道ヲ小学校並青年学校ノ正科目ト為スノ建議」(昭和12年3月30日可決<sup>3)</sup>)と、第73回帝国議会衆議院に提出された「武道ヲ小学校青年学校女学校正科目編入ニ関スル建議」(昭和13年3月25日可決<sup>4)</sup>)である。

こうした帝国議会での建議案が審議されている時、文部省は実施にあたっての問題点を探るため

表1 小学校における剣道実施状況の調査一覧

	大正10年1日現在		昭和13年3月末日現在		訓導・体操科専科訓導		小学校教員以外の指導者	
	小学校数	実施校数	小学校数	実施校数	有段者	無段者	有段者	無段者
北海道	1,295	21	1,689	329	232	462	121	47
青森	426	4	424	37	39	43	8	3
岩手	447	6	459	101	46	84	6	14
宮城	328	9	293	98	129	101	35	2
山形	389	25	344	123	150	214	60	13
福島	537	30	512	145	247	273	40	7
茨城	585	12	525	61	47	91	39	10
栃木	441	8	406	53	35	227	27	21
群馬	279	6	279	92	141	148	37	2
埼玉	440	21	417	82	126	79	77	21
千葉	467	30	432	63	59	34	38	3
東京都	525	39	760	247	360	481	96	14
神奈川県	307	5	312	50	69	56	11	0
新潟	897	17	800	61	62	76	21	7
富山	340	1	324	34	17	63	9	1
石川	401	17	365	176	82	249	25	2
福井	289	8	257	41	28	95	4	1
山梨	253	3	237	34	43	23	2	1
長野	454	15	432	66	65	110	13	0
岐阜	480	20	474	161	24	115	11	33
静岡	498	26	498	195	199	219	22	3
愛知県	649	19	670	213	145	286	41	3
三重	450	76	442	112	54	211	32	12
滋賀	238	14	221	52	40	55	16	2
京都	401	22	397	146	40	314	23	6
大阪	457	15	560	154	102	512	12	1
兵庫	622	43	645	162	145	351	21	17
奈良	371	16	321	75	122	124	1	0
和歌山	393	5	362	22	20	59	3	15
鳥取	250	1	213	29	24	32	6	1
島根	437	3	391	175	110	332	53	51
岡山	546	47	506	213	44	327	74	30
広島	731	27	680	193	335	180	21	3
山口	408	10	390	152	155	139	1	0
徳島	314	7	296	85	28	110	18	15
香川	239	1	215	126	34	88	16	8
愛媛	514	11	440	194	113	350	62	42
高知	420	5	-	-	-	-	-	-
福岡	601	62	621	418	341	1,192	65	30
佐賀	184	14	172	137	169	207	60	0
長崎	402	25	343	94	71	122	6	2
熊本	555	13	482	171	124	125	26	0
大分	384	11	365	49	18	79	5	6
宮崎	271	12	256	155	124	169	6	1
鹿児島	580	121	577	442	316	693	19	6
沖縄	137	-	140	4	0	9	0	0
総計	21,006	957	20,308	5,908	5,001	9,381	1,305	452

\*大正6年10月1日現在の一覧表は、『体育研究』（第7号、大正8年3月）により作成した。

\*昭和13年3月末日現在の一覧表は、『小学校ニ於ケル剣道実施ニ関スル調査』（文部大臣官房体育課、1938年）により作成した。高知は報告なし。

「小学校ニ於ケル剣道実施ニ関スル調査<sup>16)</sup>」を実施した。前掲表1の右半分はこの調査結果を一覧表にしたものである。この時の調査から、すでに全国の小学校の4分の1にあたる学校で剣道を実施しており、実施している学校にほぼ見合うだけの有資格教員の有段者がいることもわかった。これにより昭和14年(1939)5月29日「小学校武道指導要目」が定められ、尋常小学校5年生以上の小学生に準正課として実施されることとなった<sup>2)</sup>。

### 3. 小学校武道(剣道)指導要目の特徴

昭和14年5月に公布された「小学校武道指導要目」は、先に要目化された中等学校用の剣道教授要目(筆者註:昭和11年の第二次改正学校体操教授要目において初めて剣道・柔道の教授要目が作成された)を念頭において作成されたものである。

そこで、中等学校用の剣道教授要目と比較しながら、小学校武道(剣道)指導要目の特徴を明らかにしようとするものである。

なお、小学校武道(剣道)指導要目が公布されたのち、これについての解説書(国民学校を含む)が多く出版されている。表2に掲げた文献は、筆者等が今回の研究に際し、実際に調査し、教授要目との比較研究の対象にした文献を掲載した一覧表である。

#### 1) 教材の類別と基本動作について

小学校武道(剣道)指導要目(以下、「小学校剣道」という)の教材は、「基本動作」「応用動作」「講話」に区分され、中等学校用の剣道教授要目(以下、「中学校剣道」という)に置かれている「形」が削除されている。これは、実際の実施時間が「一週二回トシー一回ヲ凡ソ三十分トスルコト<sup>13)</sup>」といった時間的制限があったり、原則的には防具を着用しないで剣道と柔道を一週間のうちに交互に併せて行う「併習」方式を採用したことによる削除であったと考えられる。

「基本動作」において、徒手で中段の構えをしたり、手拭を握って手の内の練習をしたりする「徒手基本動作」や「礼ノ仕方」「提刀及帯刀」「抜刀及納刀」「中段ノ構」「体ノ運用」といった、かつての団体教授法として行われた教材が復活している<sup>注4)</sup>。

また、中学校剣道には採用されていなかった「刀

ノ上下運動」が小学校剣道では新教材として配当されている。この教材は、現在では「素振り」の一動作として行っている「上下振り」に相当するものである。なお、「素振り」という用語が学校剣道においてはじめて使用されたのは、『学校しない競技指導の手びき』(文部省, 東風社, 1952年)においてである<sup>注5)</sup>。

「基本動作」の技においては、突技が中学校剣道では「前突」「表突」「裏突」と区分けされていたが、小学校剣道では「突」とのみ表示されている。

さらに、中学校剣道で採用されている「切返」という用語は、小学校剣道においては「撃込ミ切返シ」という古い用語が用いられている。教材内容は「切返」と同じであるのに何故この用語が用いられたのかは不明であるが、後述する『国民学校体錬科教授要項』(文部省, 1942年)の剣道教材をみると「切返」に統一されている。

「基本動作の」最後に、「応用動作」へ結びつける教材として「相対基本動作」という教材を採り入れている。この「相対基本動作」というのは、教師対児童、児童対児童が向かい合って行う対人的要素を加味した「基本動作」のことである。この「相対基本動作」は、かつて金子次次が「対敵執刀基本動作」と呼んで教材化した団体教授法の内容を簡略化したものであることがわかる<sup>注6)</sup>。教材の内容は、「正面撃」「右籠手撃」「右胴撃」「突」「左(右)面撃」「二段撃」からなり、技をしめる方を「撃ち方」、これに応ずる方を「応じ方」という。「応じ方」は機をみて隙の与え方を教え、「撃ち方」が先(せん)の気位でその隙を逸せずに打突する攻防の仕方の重要な相対動作を教材に組み込んでいる。この攻防の仕方を教材化するという考え方は、戦後『学校しない競技指導の手びき』(前掲書)においてはじめて採用された「相手との対応の仕方による技の体系」化の萌芽的考え方であるといえよう。

#### 2) 応用動作と講話について

防具を着用せずに、竹刀や木刀によって行う「応用動作」の教材内容は、以下の7つの技から構成されている。

正面撃ニ対シ左ニ切落面撃

正面撃ニ対シ右ニ切落面撃

右胴撃ニ対シ切落面撃

正面撃ニ対シ右ヨリ摺上正面撃

表2 小学校・国民学校の剣道に関する解説書一覧

村田 亨	細日式各学年小学校剣道教授の新体系	明治図書	昭14
馬場豊二	要目準拠小学武道教授書	明治図書	昭14
村田 亨	文部省新要目小学校武道指導書	自刊	昭14
三橋秀三・塩谷宗雄	小学校武道指導要目の解説と其の指導	目黒書店	昭14
小杉英司	小学校武道要目剣道教授全書	小学館	昭14
小沢 丘・児玉宣武	新要目小学校武道指導書	三省堂	昭14
山本春三	少年剣道教本	章文館	昭14
山本春三・中島	小学校武道精義	東洋図書	昭14
赤尾英三・鈴木幾雄	小学校武道剣道指導要目解説	明治図書	昭14
山田康雄・瀧井偽作	文部省新要目小学校武道指導解説	浅見文林堂	昭14
馬場豊二	要目準拠小学武道講話	明治図書	昭14
今井豊蔵	学年配当小学剣道指導細案	第一出版協会	昭14
愛知県第一師範学校 付属小学校	小学校武道(剣道・柔道)教材解説 並びに教授細目	同校	昭14
大阪府	大阪府小学校武道指導細目	同府	昭14
文部大臣官房体育課	小学校武道解説 小学校武道要項	同課	昭14
葉山 純	小学生剣道読本	津名群第一部教員会	昭14
喜多川義晃	小学年中学年用剣道教本	元文社	昭15
青山師範附小学校	国民学校武道教授細目	三島源次郎刊	昭15
児玉宗武	小学児童用武道教本	三友社	昭15
東京府	小学校武道指導細目	富山書房	昭15
塩谷宗雄・三橋秀三	小学武道読本	同府	昭15
群馬県体育協会	小学校武道指針-剣道の部-	西東出版部	昭15
福岡県	小学校武道解説	明治図書	昭15
京都府庁学務部	小学校武道指導の実際	同県	昭15
高野佐三郎・高野泰正	国民学校体錬科武道・剣道篇	同課	昭15
中尾 勇	国民学校体錬科体操・武道教育	八光社	昭15
福岡市東住吉	国民学校本校の武道教育	晃文社	昭15
	紀元二千六百年武道教授細目・六年	同校	昭15
福島師範附小学校	体錬科武道(剣道・柔道・薙刀)教授要領	宝飯郡教員協会	昭15
竹内幸一・福島義三	国民学校武道読本・上下	同校	昭16
文部省	国民学校剣道教授資料(講習会用)	辻岡武市刊	昭16
渡辺祐之	国民学校剣道教範	同省	昭16
三橋秀三	体錬科武道-剣道篇-	富文館	昭16
山本春三・中島	国民学校剣道精義	目黒書店	昭16
仲瀬敏久・田中義雄	国民学校体錬科武道指南	東洋図書	昭16
木幡三夫	武道(剣道)授業過程を中心としての諸問題	清水書房	昭16
木村三郎	国民学校・青年学校剣道教本	自刊	昭16
中尾 勇	国民学校私の体錬科体操・武道の研究授業	香蘭社書店	昭17
三橋秀三	国民武道剣道修練	晃文社	昭17
馬場豊二	国民学校剣道教授の研究	西東社	昭17
中瀬敏久・村上貞次	国民学校体錬科武道の精神と実際	明治図書	昭18
高島喜雄・西出潔他	剣柔一体武道の基礎的指導	清水書房	昭18
小川哲一国民学校	武道(剣道)参考書	明治図書	昭18
三橋秀三	新剣道の指導	自刊	昭19
広川政治	国民学校体錬科剣道精義	目黒書店	昭19
		教育科学社	昭19

右籠手撃ニ対シ抜正面撃

突ニ対シ摺上正面撃

正面撃ニ対シ抜右胴撃

このうち、最初の3本までが切り落とし技である。中学校剣道においてすら、第2・3学年に「右胴撃ニ対シ切落正面撃<sup>9)</sup>」が1本提示されているにすぎないのに、小学校剣道において何故これほどまでに重要視したのか、理由が明示されていないのでこの点はよく解らない。ただ、この小学校剣道を教材化するのに中心的な役割を果たした森田文十郎の考え方が大きく左右していたのかもしれない<sup>23)</sup>。いずれにしても、この教材は木刀を用いて刃筋をたてた刀法に重きをおいた指導が行われたものと考えられる。

次に、中学校剣道の「応用動作」で最初に行われた払い技、出頭技、退き技など、仕掛けていく技はすべて削除され、7本ともすべてが応じ技であった。

講話については、「修身、国語、国史等ノ教材ノ内容ト緊密ナル連絡ヲ保チ小学校ニ於ケル武道実施ノ目的意義並武道精神ノ涵養ニ資スベキモノヲ選ビ随時行フコト<sup>14)</sup>」とされた。内容的には中学校剣道で示された「剣道ノ意義及目的、修行ノ心得、道場心得、稽古及試合ノ心得、剣道ニヨリテ養ハルル諸徳、剣道術理、刀剣ニ関スル概念、剣道発達ノ概要等<sup>9)</sup>」を、小学生向けにしたものが話された。

#### 4. 国民学校体錬科武道(剣道)教授要項の特徴

昭和16年(1941)3月1日に公布された「小学校令改正」(勅令第148号)により、小学校は国民学校と改称され、体操科という教科名も体錬科に改められた<sup>注7)</sup>。また、それまで準正課として行われてきた小学校武道は、これを機に科目独立を果たし、体錬科武道として正課必修となった。

国民学校において正課必修となった武道教材の要目は、翌昭和17年9月29日に通牒された「国民学校体錬科教授要項<sup>10)</sup>」によってはじめて示された。それまでは、従前の小学校武道指導要目によって指導がなされていた。

国民学校体錬科武道(剣道)教授要項(以下、「国民学校剣道」という)は、正課必修にともない尋常小学校5年生から高等科2年生まで、教材を学年配当している。その点、準正課であった小学校武道においては、学年配当は行わず、学年共通の

教材となっていた。

また、小学校武道においては剣道と柔道は「併習」をたて前としながらも、教材の類別は剣道では「基本動作」「応用動作」「講話」といい、柔道では「単独動作」「相対動作」「講話」というだった。これを国民学校体錬科武道においては、「併習」の考え方は受け継ぎながらも、両者の類別の用語を統一して「基本」「応用」「稽古」「講話」の4種別とした。ここで「動作」という用語を省いた理由については、「動作と言ふ表現は動もすれば機械的形式的(無内容)に墮する恐れがあって、一撃一突を以て相手の死命を制する武道の業の表現には相応しくない」ためであると説明されている<sup>17)</sup>。

従来から用いられてきた「撃突」といういい方は、真に斬る、突くということに徹するため「斬突」の語に改め、動作を指示する指示語も「撃テ」は「斬レ」となり、「後退」は「後進」と改められた。これは、「日本精神に立脚した躰等に鑑み、所詮武者言葉の歴史的感化力を重んじ、積極性を保たしめ」たためであると説明されている<sup>18)</sup>。

新しく採り上げられた「稽古」は、その範囲を拡げ、初等科6年から実施し得ることとし、その中で「試合」も取り扱ってよいこととなった。

技の種別の特徴を従前の小学校剣道と比較すると、次のようなことが明らかとなる。

##### 1) 「基本」について

「基本」における「礼法」では、室内道場を使用する場合を考慮して初等科6年生より「座礼」を加え、「構」は、「提刀」と「構刀」に分け、従来の「中段の構」は「構刀」に含めた。

また、「二段斬突」は「籠手一面」「面一胴」「突一面」の3本に制限した。これは、「徒らに変化を求めて不徹底なる技巧的修練に陥ることなきやうにと考慮せると同時に、正しく確実なる業の実態を把握せしめるため」であった。また、三段以上の斬突を削除したのも同様の理由からであった<sup>19)</sup>。

「刀ノ上下動作」については、これは斬突の予備的修練であるから教材より削除し、「刀ノ振り方」として刃筋を正し、身体を柔軟自在にするための方法として指導上の注意に揚げ、これを課すこととした<sup>19)</sup>。

##### 2) 「応用」について

応用斬突の教材は、初等科6年生より課し、初

表3 小学校武道(剣道)と国民学校体錬科武道(剣道)の教材表

昭和14年 小学校武道指導要目		昭和17年 国民学校体錬科教授要項	
基 本 動 作	禮ノ仕方  堤刀及帯刀 抜刀及納刀 中段ノ構  體ノ運用  刀ノ上下動作 正面撃 右籠手撃 右胴撃 左(右)面撃 突 二段撃 三段撃 連続撃 撃込ミ切返シ ----- 【相對基本動作】 正面撃 右籠手撃 右胴撃 左(右)面撃 二段撃	基 本	禮法 立禮 坐禮 (初等科六学年以上)
	構 堤刀 構刀  體の 運用 前進 後進 斜前進 (高等科一学年以上) 斜後進 ( )		
應 用 動 作	正面撃ニ對シ左ニ切落面撃 正面撃ニ對シ右ニ切落面撃 右胴撃ニ對シ切落面撃 正面撃ニ對シ右ヨリ摺上正面撃 右籠手ニ對シ拔正面撃 突ニ對シ右ヨリ摺上正面撃 正面撃ニ對シ拔右胴撃	應 用	斬撃 面ノ斬撃 右籠手ノ斬撃 右胴ノ斬撃 左(右)面ノ斬撃 突 二段斬突  連続斬撃 切返
			面ノ斬撃ニ對シ右より摺上面ノ斬撃 右籠手ノ斬撃ニ對シ拔面ノ斬撃 ※ニ對シ摺上面ノ斬撃 ※右胴ノ斬撃ニ對シ切落面ノ斬撃 ※突ニ對シナヤシ入レ突  (應用は初等科六学年以上 ※は高等科一学年以上)
講 話	講話ハ修身、國語、國史等ノ教材ノ内 容ト緊密ナル連絡ヲ保チ小学校ニ於ケル 武道實施ノ目的意義並武道精神ノ涵 養ニ資スベキモノヲ選ビ隨時行フコト	講 話	稽古 斬突 (初等科六学年以上)
			一、 武道ノ意義及目的 二、 日本刀ノ概念 三、 修行ノ心得 四、 武道發達の概要 五、 剣道術理

\*この表は『小学校武道解説』(文部大臣官房体育課, 1939年)と『国民学校体錬科教授要項』(文部省, 1942年)の剣道教材を一覧表にしたものである。

等科5年生には「基本」を1年間反復練習させることとした。

昭和14年の小学校剣道では、切り落とし技が7本中3本含まれていたが、国民学校剣道ではその内の2本を削除し、中学校剣道にあわせて「右胴撃ニ対シ切落面撃」のみを残した。また、「正面撃ニ対シ抜右胴撃」も削除し、技の簡略化を図った。

その反面、新たに「突ニ対シナヤシ入レ突」を加え、突技の重視を打ち出している。これは、体錬科教練の高等科の教材に「銃剣術」が入ってきたことと何か関係がありそうである。

なお、講話については、内容的には先に示された小学校剣道と大差ないものであった。

## 5. まとめ

昭和14年(1939)に制定された「小学校武道指導要目」は、剣道と柔道を1週間の内で30分づつ「併習」させることを前提としていた。この考え方は、昭和17年(1942)に制定された「国民学校体錬科武道教授要項」にも受け継がれ、「武道ハ剣道柔道何レニモ偏スルコトナク之ヲ併セ課ス」ことが義務づけられた<sup>11)</sup>。

この学校教育の現場において剣道と柔道を「併習」するという考え方は、この時期の教授要目においてのみ採用された考え方で独特なものであった。また、武道種目が小学校の必修教材となったのも、後にも先にもこの時期かぎりであった。こうして小学生にまで必修化された剣道であったが、戦局の悪化とともに次第に実施困難となり、実際には2・3年行われたのみで、小学校の教材から除かれていった。ただこの間、学校現場における受けとめ方や実施の実態については、本論稿においてはまったく触れていないので、後日稿を改めて明らかにしたいと考えている。

なお、本論文の作成にあたっては、小学校武道(剣道)の正課採用過程については中村が分析し、小学校・国民学校剣道の技や技術については、全員ですべての文献(表2)にあたり、小学校武道(剣道)と国民学校体錬科武道(剣道)の技と技術の比較ならびに全体の執筆は香田の責任で行った。

## 注

注1) 全国小学校撃剣・柔道実施調査の開始年度の項(『体育研究』第7号, 1918年, pp.20-23)参照の

こと。

- 注2) 同上, pp.20-23. 柔道の実施状況は、剣道に比べると非常に少なく159校で実施しているのみで、大正期に入ってから増えはじめたものである。
- 注3) 本会議での審議状況は、『第50回帝国議会衆議院議事速記録』pp.126-127, pp.640-642参照のこと。また、委員会での審議は、『第50回帝国議会衆議院武道普及ニ関スル建議案委員会議録』参照のこと。貴族院については、『第50回帝国議会貴族院議事速記録』pp.948-950参照のこと。
- 注4) 団体教授法については、共同研究者の中村民雄「剣道の技の体系と技術化について—団体教授法から教授要目の制定へ—」(『武道学研究』第28巻3号, 1996年)を参照のこと。
- 注5) この点は、筆者の日本武道学会第29回大会発表資料「戦前・戦後における学校剣道の技の体系—剣道教授要目から剣道指導の手びきへ—」(東海大学, 1996年9月5日発表)を参照のこと。
- 注6) 金子近次『教育的剣道』(体育同志会, 1992年)においてはじめてこの考え方が示された。金子はその後、『剣道学』(聚英閣, 1924年)『中等学校一三四年生の剣道教授法・全五冊』(精文館書店, 1931年)を出版し、金子なりの団体教授法を完成させた。
- 注7) 『近代日本教育制度史料・第二巻』(講談社, 1956年)pp.219-228. なお、同年3月14日に公布された「国民学校令施行規則」において、体錬科武道の目的は以下のように示されている。
- 第十二条 体錬科武道ハ武道ノ簡易ナル基礎動作ヲ習得セシメ心身ヲ錬磨シテ武道ノ精神ヲ涵養スルニ資セシムルモノトス初等科ニ於テハ男児ニ対シ剣道及柔道ヲ課スベシ  
高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課スベシ  
女兒ニ対シテハ薙刀ヲ課スルコトヲ得  
心身ヲ一体トシテ訓練シ礼節ヲ尚ビ廉恥ヲ重  
ンズルノ氣風ヲ涵養スルニカムベシ

## 引用文献

- 1) 安部磯雄(1932): 帝国議会教育議事総覧・第三冊, 厚生閣, 東京, p.297.
- 2) 近代日本教育制度史料編纂会(1956): 近代日本教育制度史料・第二巻, 講談社, 東京, pp.213-216.
- 3) 近代日本教育制度史料編纂会(1956): 近代日本教育制度史料・第十二巻, 講談社, 東京, p.133.
- 4) 同上, p.512.
- 5) 近代日本教育制度史料編纂会(1958): 近代日本教育制度史料・第二十七巻, 講談社, 東京, pp.544-549.
- 6) 文部省(1942): 国民学校体錬科教授要項, 文部省, 東京, pp.17-18.



- 7) 同上, p.6.
- 8) 文部省(1911):官報,第8432号,内閣印刷局,東京, p.671.
- 9) 文部省(1936):昭和11年6月改正学校体操教授要目,内閣印刷局,東京, p.28.
- 10) 文部省(1942):国民学校体錬科教授要項,内閣印刷局,東京, pp.17-18.
- 11) 同上, p. 6.
- 12) 文部大臣官房体育課(1939):小学校武道解説,文部大臣官房体育課課,東京, pp.1-8.
- 13) 同上, p.4.
- 14) 同上, p.38.
- 15) 文部大臣官房体育科課(1940):大正13年度・昭和14年度体育運動主事会議要録「武道ノ教授ニ関スル件」の第9項,文部大臣官房体育課課,東京, p.205.
- 16) 文部大臣官房体育課(1938):小学校ニ於ケル剣道実施ニ関スル調査,文部大臣官房体育課課,東京.
- 17) 日本放送出版協会(1943):文部省国民学校体錬科教授要項の解説,日本放送出版協会,東京, p.98.
- 18) 同上, p.98.
- 19) 同上, p.100.
- 20) 中文館編輯所(1920):現行学校衛生法規, pp.139-140.
- 21) 佐藤卯吉(1937):剣道教授要目制定に就いて,建文館,東京, p.9.
- 22) 佐藤卯吉(1939):小学校の武道,女子と子供の体育 4(4):21.
- 23) 雄山閣(1939):小学校の準正科に剣・柔道採用される. 刀と剣道 1:170.